メインスタンド設計等業務のプロポーザルの結果について

１．設計業務名：飯塚小型自動車競走場施設整備（メインスタンド新設）設計等業務委託

２．１回目の公募期間　参加表明者なし

平成 30 年 7 月 31 日から平成 30 年 8 月 29 日

３．２回目の公募期間

平成 30 年 9 月 25 日から平成 30 年 10 月 16 日

４．参加表明者（技術提案者）　１者

株式会社石本建築事務所　九州オフィス

５．審査日

平成 30 年 11 月 8 日

６．審査結果及び最優秀者の特定

（１）最優秀者　：　株式会社石本建築事務所　九州オフィス

（２）審査結果

審査項目	審査のｳｴｰﾄ	配点	採点結果
設計事務所の実力 担当するチームの能力	25	250 点	167.5 点
業務実施方針等	7.5	75 点	51 点
テーマに対する技術提案	22.5	225 点	151 点
経済性（価格評価）	10	100 点	10 点
業務実施方針等（ヒアリング後）	7.5	75 点	48 点
テーマに対する技術提案（ヒアリング後）	22.5	225 点	165 点
ヒアリング審査	5	50 点	32 点
合　　計	100	1,000 点	624.5 点

（得点率：62.45%）

７．審査結果の公表

平成 30 年 11 月 16 日　飯塚市ホームページにて審査結果を公表

経済部公営競技事業所

乗合バス路線（JR九州バス株式会社「直方線」）の一部系統（区間）の廃止について

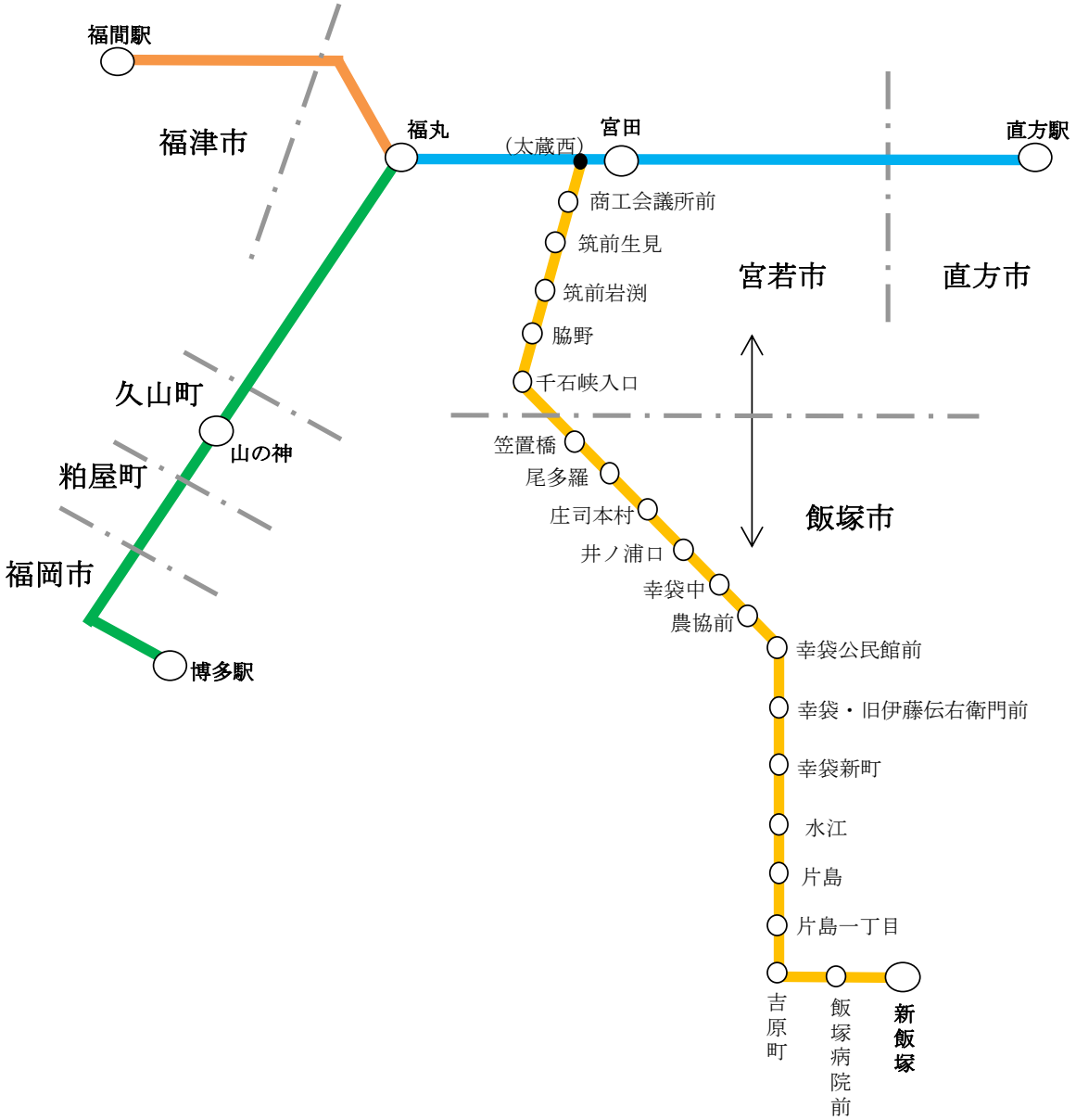

（１）事業所からの申出内容（平成 30 年 9 月 26 日付）

会社名　JR 九州バス株式会社

①　廃止路線の概要

路線名	廃止区間	廃止距離（ｋｍ）	廃止予定日
直方線	宮田（太蔵西交差点）～　新飯塚駅	12.8	2019 年 10 月 1 日
1 路線	1 区間	12.8	

※運行数：平日 12 往復　土曜日 8 往復　日祝日 7 往復　正月 4 往復

（２）飯塚市地域公共交通協議会・飯塚市地域公共交通会議への報告（平成 30 年 11 月 22 日）

沿線地域（幸袋地区、片島地区等）の意見等を踏まえ対応を協議

乗合バス路線（西鉄バス筑豊株式会社「小竹・天道線」）の運行に係る小竹町からの申し出について

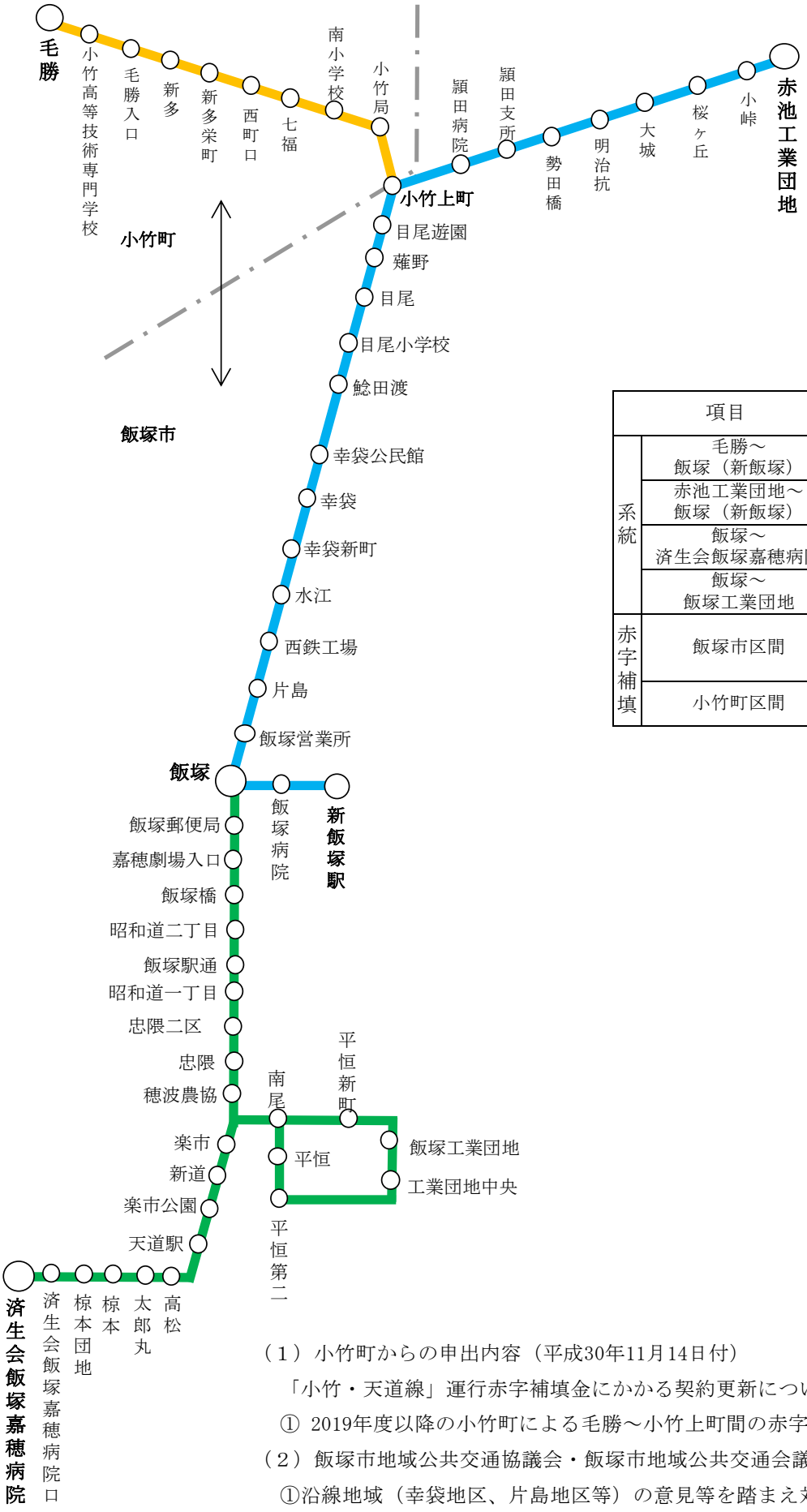

項目		【凡例】	キロ程
系統	毛勝～飯塚（新飯塚）		10.7ｋｍ（11.7ｋｍ）
	赤池工業団地～飯塚（新飯塚）		10.8ｋｍ（11.8ｋｍ）
	飯塚～済生会飯塚嘉穂病院		6.3ｋｍ
	飯塚～飯塚工業団地		10.0ｋｍ
赤字補填	飯塚市区間		51.6ｋｍ
	小竹町区間		9.4ｋｍ

（１）小竹町からの申出内容（平成30年11月14日付）

「小竹・天道線」運行赤字補填金にかかる契約更新について（通知）

① 2019年度以降の小竹町による毛勝～小竹上町間の赤字補填契約の更新見送り

（２）飯塚市地域公共交通協議会・飯塚市地域公共交通会議への報告（平成30年11月22日）

①沿線地域（幸袋地区、片島地区等）の意見等を踏まえ対応を協議

経済建設委員会資料
平成30年12月17日提出

30飯経農第712-2号
平成30年11月28日

福 岡 県 知 事　殿

飯塚市長　片 峯　誠

森林法第10条の2に関する意見

当該開発行為に関する意見は下記のとおりです。今回の開発行為は大規模な太陽光発電施設の造成であり、飯塚市都市計画マスタープランにおける地域のまちづくり方針との整合性は図られておりません。更に当該開発行為地付近では、他にも大規模な太陽光発電設備の開発が計画されており、許可権者である福岡県の指導の下、災害、水害、水の確保、環境保全に対する対策措置がなされるものと思いますが、許可の判断におきましては、適切な立地計画であるかを基本として、下記の意見を十分にご理解のうえ、当該開発行為周辺住民の安全・安心を第一に考えて、十分な審議と判断をいただきますようお願いします。

また、許可する場合には周辺住民の不安が払しょくされ、住民の十二分な安全・安心のため、許可基準を上回った最大限の対策措置や森林法第10条の2に規定するおそれに対する最大限の対策措置を講じるよう福岡県による指導と責任の全うをお願いします。また、計画地内における同法の条件で確保される緑地については、住宅と隣接する箇所に配置するよう努めてください。

なお、平成29年3月24日に本市議会において「白旗山周辺の大規模太陽光発電開発において、地域住民との合意に基づかない開発について中止を求める決議」が可決されています。

記

申　請　者	(住所)茨城県つくば市島名4372番地 (氏名)合同会社ノーバル・ソーラー
開発行為に係る森林の所在場所	飯塚市幸袋字中良木747番6　外
開発行為の目的	事業場用地(太陽光発電施設)の造成
市町村の土地利用上からみた意見について	①当該事業計画については、平成30年10月15日付で飯塚市自然環境保全条例に基づく届出書が提出され、条例に基づき、周辺住民を対象とした事業説明会が開催される予定ですが、条例では「事業者は、説明会において、参加者の十分な理解が得られるように努めなければならない。」とされています。加えて、地元住民から本市議会に請願が提出され、平成29年3月24日に本市議会において「白旗山周辺の大規模太陽光発電開発において、地域住民との合意に基づかない開発について中止を求める決議」が可決されています。林地開発許可権者である福岡県においては、上記のことを踏まえ、当該事業計画について十分審査していただき、事業者に対して、周辺住民の良好な生活環境を害することのないよう適切な対応、必要な措置を講ずるとともに、周辺住民と適切なコミュニケーションを図り、合意形成に努めることの重要性について、指導していただきますようお願いします。 なお、他の関係法令につきましても、十分に理解し、遵守させることについても、併せて指導していただきますようお願いします。【環境整備課】 ②開発目的の変更等によって必要が生じたときは、各種手続きに遺漏の無いよう指導願います。【農林振興課】 ③工事中・完了後も道路その他公共施設を汚損・破損しないこと。万一汚損・破損した場合は事業者の責において現状に回復すること。【土木管理課】 ④公共施設の形状を変更する場合は、協議し許可を得ること。【土木管理課】 ⑤建築物を建築する際に、土地利用計画によっては都市計画法の開発許可及び飯塚市開発指導要綱の手続きが必要となる場合があります。その際は、県の都市計画課及び市の都市計画課と事前に協議をお願いします。【都市計画課】 ⑥申請地周辺の農業用水路等に土砂を流入させないように施工してください。【農業土木課】

	⑦本計画の施工に当たり、一時的な農地の利用（仮設道路、現場事務所、資材置場等の設置）を伴う場合、農地法に基づく許可等が必要となるため、当委員会との事前協議を要します。【農業委員会】 ⑧本件におきましては、平成30年11月12日付けで「文化財の所在の有無について（照会）」の提出があり、同日回答しました。回答内容は次のとおりです。 「今回の照会地は周知の埋蔵文化財包蔵地には該当しませんが、工事計画等を考慮すると試掘調査を行い確認することが必要です。当教育委員会文化課と文化財保護に関する対応についてご協議願います。」 　今後は事業予定地の伐採後に試掘調査を実施する予定ですので、日程等の調整が必要になります。また試掘調査の結果、文化財が確認された場合は工事計画から発掘調査が必要なのか協議が必要になります。【文化課】 ⑨施工箇所に隣接する幸袋工業団地で操業する企業に支障のないよう施工してください。【産学振興課】
(1) 災害防止機能について	①開発行為により、当該森林の周辺地域において土砂流出、崩壊、その他の災害を引き起こすことの無いよう指導願います。【農林振興課】 ②施工中、施工後に関わらずいかなる災害も誘因となることがないように施工するよう指導願います。 また、土砂災害警戒区域については開発行為地の一部が区域内であると想定されるため、土砂災害の未然防止を行うよう、併せて指導願います。 なお、浸水想定区域については区域外であります。【防災安全課】
(2) 水害防止機能について	①開発行為により、当該森林の水害防止機能に依存する地域に水害を引き起こすことの無いよう指導願います。【農林振興課】 ②雨水の放流については、開発前と同等以下となるように雨水抑制施設を設置すること。 また、工事中・完了後も雨水抑制施設の適切な維持管理（降雨時の巡視・点検等）を行い機能確保すること。【土木管理課】 ③開発に伴い土砂等の流出が発生しないよう十分な対策をお願いします。 又、調整池については、その機能を損なうことのないよう維持管理を行うこと。 また、構造物、調整池等の計画については、福岡県林地開発許可申請の手引きを遵守し、土砂災害や水害などに対する防止対策を十分に考慮した設計計画を行うこと。【土木建設課】 ④調整池及びオリフィスについては、その機能を損なわないよう維持管理を行ってください。【農業土木課】 ⑤今回の計画区域は、公共下水道事業計画区域外となっておりますので区域内につきましては支障ありませんが、区域の下流域に既設水路及び雨水幹線がありますので、施設所管課との協議をお願いします。【下水道課】
(3) 水源涵養機能について	①開発行為により、当該森林の水源涵養機能に依存する地域の水の確保に支障を及ぼすことの無いよう指導願います。【農林振興課】
(4) 環境保全機能について	①開発行為により、当該森林の環境保全機能に依存する地域の環境を悪化させることの無いよう指導願います。【農林振興課】
その他	①地元農区との協議・説明内容を厳守し、事業を行って下さい。【農業土木課】 ②事業を進めるにあたっては、林地開発許可申請の手引《平成29年5月福岡県農林水産部農山漁村振興課》及び、事業計画策定のガイドライン（太陽光）《平成29年3月資源エネルギー庁》に沿った事業を行うこと。【各課】

※(1)、(2)、(3)、(4)についての記載要領

(1) 森林の現に有する災害防止の機能からみて、当該開発行為により当該森林の周辺の地域において土砂の流出又は崩壊その他の災害を発生させるおそれがあるか。

(2) 森林の現に有する水害の防止の機能からみて、当該開発行為により当該機能に依存する地域における水害を発生させるおそれがあるか。

(3) 森林の現に有する水源の涵養機能からみて、当該開発行為により当該機能に依存する地域における水の確保に著しい支障を及ぼすおそれがあるか。

(4) 森林の現に有する環境の保全の機能からみて、当該開発行為により当該森林の周辺の地域における環境を著しく悪化させるおそれがあるか。

経済建設委員会資料
平成３０年１２月１７日提出

次期農業委員会の委員の任命等スケジュールについて

１、任期
現農業委員会の委員の任期
平成２８年４月１日から平成３１年３月３１日（３年間）
次期農業委員会の委員の任期
平成３１年４月１日から２０２２年３月３１日（３年間）
※ 農業委員会の委員：農業委員及び農地利用最適化推進委員

２、推薦募集の人数
農業委員：１９名
農地利用最適化推進委員：３０名

３、農業委員の任命及び農地利用最適化推進委員の委嘱スケジュール

日　　程	内　　容
平成３０年１２月７日 ～平成３１年１月７日	農業委員・農地利用最適化推進委員の推薦及び公募の実施
平成３１年　１月１１日	推薦委員会の実施（応募が定員を超えた場合に実施）
平成３１年　２月　８日	推薦・公募委員の確定
平成３１年　３月	農業委員の任命議案審議
平成３１年　４月　１日	第４回農業委員会総会　市長の任命辞令交付式
平成３１年　４月１０日	第５回農業委員会総会　農地利用最適化推進委員委嘱状交付式（農地利用最適化推進委員は農業委員会が委嘱）

※ 農業委員会等に関する法律（抜粋）
（委員の任命）
第８条第１項　委員は、農業に関する見識を有し、農地等の利用の最適化に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関しその職務を適切に行うことができる者のうちから、市町村長が、議会の同意を得て、任命する。

※ 農地利用最適化推進委員とは、担当地区の農地等に利用の最適化の推進（担い手への農地の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進）を図るために設けられた役職です。

1. 潤野地内の車両損傷事故
事故現場見取図

経済建設委員会資料
平成30年12月17日提出

４常任委員会共通資料
平成 30 年 12 月 17・18 日提出

平成３０年７月豪雨による被害状況等報告

目　　次

1．災害被害状況　・・・Ｐ1

＊ 2．浸水等自治会別被害状況　・・・Ｐ2

＊ 3．被害総額　・・・Ｐ3

4．警報発令状況一覧　・・・Ｐ4

5．災害避難者報告　・・・Ｐ5

6．行動記録　・・・Ｐ6

7．降雨量及び水位等調べ　・・・Ｐ8

＊ 8．被災者救済制度執行状況　・・・Ｐ9

9．各排水機場等運転開始時間及び開始水位・市営住宅一時入居者・・・Ｐ10

10．災害ごみ・消毒・し尿処理状況　・・・Ｐ11

11．災害ボランティア・企業ボランティア活動及び災害時生活必需物資等供給状況調べ　・・・Ｐ12

＊12．災害義援金等調べ　・・・Ｐ13

＊13．災害見舞金交付件数　・・・Ｐ14

14．総合相談窓口受付集計　・・・Ｐ15

15．７月豪雨検証会の総括　・・・Ｐ16

＊印の項目：平成 30 年 8 月の 4 常任委員会報告より追加した項目

1. 災害被害状況

平成30年11月30日現在

区分				被害数	特記事項
人的被害	死者		人		
	行方不明		人		
	負傷者	重傷	人	2	ハイツ入口国道陥没による負傷者
		軽傷	人	3	幸袋地区:2 頴田地区:1
住家被害	全壊		棟		
	半壊		棟	190	幸袋地区:64 二瀬地区:13 頴田地区:108 筑穂地区:4 穂波地区:1
	一部破損		棟	1	穂波地区:1
	床上浸水		棟	264	幸袋地区:170 鯰田地区:1 二瀬地区:48 飯塚片島地区:4 穂波地区:6 頴田地区:34 庄内地区:1
	床下浸水		棟	317	幸袋地区:169 鯰田地区:20 二瀬地区:78 菰田地区:1 飯塚東地区:1 穂波地区:18 頴田地区:29 筑穂地区:1
非住家	公共建物		棟	2	頴田支所・環境センター
	その他 (店舗・事業所)		棟	217	幸袋地区:105 二瀬地区:54 鎮西地区:1 飯塚片島地区:5 立岩地区:1 穂波地区:6 頴田地区:40 筑穂地区:5
道路	損壊		箇所	25	鎮西地区:7 二瀬地区:2 筑穂地区:4 庄内地区:8 頴田地区:4
	埋没		箇所		
	冠水		箇所	50	幸袋地区:4 鯰田地区:3 二瀬地区:3 飯塚東地区:2 鎮西地区:1 立岩地区:1 菰田地区:1 穂波地区:15 筑穂地区:7 庄内地区:3 頴田地区:10
	法面崩壊等		箇所	41	飯塚東地区:2 幸袋地区:2 鎮西地区:18 二瀬地区:6 筑穂地区:9 庄内地区:2 頴田地区:2
橋りょう	流失		箇所		
	損壊		箇所		
河川	溢水		箇所	6	庄司川、建花寺川、庄内川、鹿毛馬川、山口川、畑川
	決壊		箇所		
	施設・設備損壊		箇所	33	鎮西地区:8 二瀬地区:2 幸袋地区:2 飯塚・片島地区:2 穂波地区:1 筑穂地区:14 頴田地区:3 庄内地区:1
	内水氾濫		箇所	5	幸袋地区、頴田地区、二瀬地区、鯰田地区、穂波地区
	護岸崩壊		箇所		
土砂災害	がけ崩れ		箇所	30	鎮西地区:1 筑穂地区:21 穂波地区:6 庄内地区:2
	土石流		箇所		
	地すべり		箇所	8	鎮西地区:3 筑穂地区:2 庄内地区:3
断水			戸		
農林業施設			箇所	488	飯塚地区:110 穂波地区:51 筑穂地区:291 庄内地区:27 頴田地区:9
災害対策本部	設置		平成30年7月6日 7時20分		別紙 行動記録 参照
	解散		平成30年7月27日 17時00分		
災害救助法適用			平成30年7月5日		平成30年7月13日内閣府報道発表

＊11/30現在 住家・非住家被害は、り災台帳に基づく数値

２．浸水等自治会別被害状況

平成30年11月30日現在

地区	番号	自治会名	調査件数	民間家屋												店舗・事業所		
				家屋全壊		家屋半壊		一部破損		床上浸水		床下浸水		その他被害		全壊	半壊	その他(浸水)
				世帯	人	世帯	人	世帯	人	世帯	人	世帯	人	世帯	人	件	件	件
飯塚	005	徳前第1	3															3
片島	203	片島若宮町	1															1
	206	片島勝盛町	5							4	6							1
菰田	026	鶴三緒	1									1	2					
立岩	033	川島	1															1
飯塚東	036	下三緒	1									1	2					
鯰田	109	鯰田簀子町	4							1	1	3	6					
	110	鯰田新町	16									16	44					
	114	鯰田上町	1									1	2					
二瀬	201	西川津	16									7	17					9
	202	東川津	75			5	18			12	29	23	51					35
	207	西横田	67			8	11			30	36	26	46					3
	208	南横田	2									1	3					1
	209	東横田	17							4	12	7	20					6
	211	中央区	16							2	5	14	22					
幸袋	121	目尾中央	1															1
	123	勝負谷	7							4	14	2	4					1
	124	柳　橋	64			12	20			19	52	10	30					23
	126	津　島	25			5	8			5	8	12	28					3
	131	中　一	53			9	15			16	35	15	40					13
	132	中　三	11			4	6			6	9							1
	133	大谷町	8							3	3	5	13					
	134	栄町3丁目	5							1	1	4	6					
	135	日の出町	110			16	33			32	59	43	120					19
	136	栄町2丁目	43			3	3			18	31	12	26					10
	138	栄町1丁目	9							8	17	1	4					
	139	幸袋本町	12							5	9	3	6					4
	140	三軒家	158			15	26			53	108	60	138					30
	141	幸袋新町	2									2	2					
鎮西	237	八木山	1															1
穂波	303	堀池	3									3	8					
	305	忠隈一区	1									1	1					
	313	南尾	1					1	1									
	327	天道	7									3	8					4
	328	楽市	1									1	2					
	337	舎利蔵	1			1	2											
	339	椿	1									1	1					
	355	秋松西	17							6	6	9	13					2
筑穂	402	大分	1									1	3					
	422	長尾東団地	1															1
	428	山口	1															1
	430	下揚	4			2	5									1		1
	433	上揚	2			2	7											
	433	弥山	1													1		
庄内	531	筒野	1							1	1							
頴田	601	上勢田東	43			28	51			3	7	3	3					9
	602	上勢田西	49			31	70			5	15	6	14					7
	603	下勢田	25			4	11			14	23	4	8					3
	604	北勢田	10							1	1	2	2					7
	605	大畑	69			44	55			10	22	7	7					8
	617	東佐與	5							1	1	2	2					2
	618	西佐與	3															3
	620	口原	1			1	1											
	620	六反畑	1															1
	635	石丸団地3	5									5	5					
旧飯塚地区小計			735			77	140			223	435	269	632					166
旧穂波地区小計			32			1	2	1	1	6	6	18	33					6
旧筑穂地区小計			10			4	12					1	3			2		3
旧庄内地区小計			1							1	1							
旧頴田地区小計			211			108	188			34	69	29	41					40
合計			989			190	342	1	1	264	511	317	709			2		215

＊11/30現在　り災台帳に基づく数値(人数は見込み数含む)

3.平成30年7月豪雨災害による被害総額

平成30年11月30日　現在

1. 公共施設被害総額　　1,882,459,000 円

平成30年7月6日専決予算･･･13款災害復旧費

農業施設等	403 件
林業施設	47 件
道路橋りょう	144 件
河川	49 件
都市施設	1 件
住宅施設	2 件
公立学校	2 件
その他	9 件
合計	657 件

2. 農林関係被害額　　153,476,000 円

農機具被害額･･･福岡県による被害補助金申請（農林振興課）

94,106,615 円　　23件

農産物被害額･･･福岡県等の被害算定基礎資料等により
飯塚市被害面積を乗じた被害額算出。

59,368,528 円

水稲	12.6ha
大豆	15.4ha
その他園芸畜産等	307 a

※農業共済より条件はあるものの補償金有

林業関係被害額は、現在のところ不明

3. 商工関係被害額　　286,250,000 円

商工観光課からの情報提供

飯塚市把握分	被害件数 90事業所	35,000,000 円
商工会議所把握分		40,450,000 円
商工会把握分		210,800,000 円

※融資制度、補助金制度有。

4. その他被害額　　113,606,000 円

平成30年7月6日専決予算･･･6款農林水産業費

平成30年7月6日専決予算･･･8款土木費

113,606,000 円

※13款以外の被害を受けた崖地等復旧

6 件

※個人住宅の被害額については、把握困難のため未計上

被害総額　　24億3579万1000　円

４．警報発令状況一覧

地区	7月6日			7月7日
	避難準備・ 高齢者等避難開始	避難勧告	避難指示	解除
飯塚片島	6:45	15:15	16:20	12:30
菰　田	6:45	15:15	16:20	12:30
立　岩	6:45	15:15	16:20	12:30
飯塚東	6:45	15:15	17:50	12:30
鯰　田	6:45	15:15	16:20	12:30
二　瀬	6:45	8:40	17:50	12:30
幸　袋	6:45	15:15	16:20	12:30
鎮　西	6:45	8:40	15:40	12:30
穂　波	6:45	15:15	15:40	12:30
筑　穂	6:45	8:40	15:40	12:30
庄　内	6:45	8:40	15:40	12:30
頴　田	6:45	11:05	16:20	16:50

発令(1番目)
発令(2番目)
発令(3番目)

５．災害避難者報告

（人）

緊急指定避難所		5日	6日															7日												8日		9日		10日	11日	12日	13日		15日			19日	24日
		18:05	7:00	8:50	10:00	11:30	12:15	13:30	14:00	15:30	16:00	17:00	18:00	19:30	21:00	22:00	23:00	6:00	8:00	9:30	10:30	11:30	13:00	14:30	15:00	16:00	16:30	20:00	22:00	11:30	20:00	12:00	20:30	8:30	17:00	8:30	8:30	12:30	8:30	14:00	15:30	10:00	18:10
飯塚	コミュニティセンター	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	28	50	50	50	62	62	54	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	飯塚片島交流センター	0	2	5	12	12	11	9	11	13	13	13	13	13	13	83	83	43	20	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	片島小学校	0	0	12	12	12	12	12	12	12	17	35	49	49	49	67	67	30	20	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	菰田交流センター	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	35	72	72	84	79	79	55	1	1	1	1	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	立岩交流センター	0	0	1	3	3	3	0	0	3	3	11	11	61	61	61	61	2	0	3	3	3	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	飯塚東交流センター	0	0	0	0	0	2	2	3	3	3	6	9	9	9	39	39	11	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	鯰田交流センター	0	0	0	1	2	2	2	2	2	4	4	35	35	35	54	54	15	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	二瀬交流センター	0	1	11	13	14	14	11	11	13	13	14	30	30	30	36	36	26	5	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	九州工業大学	0	0	0	0	0	0	21	21	21	21	21	21	321	321	321	321	100	10	0	2	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	幸袋交流センター	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	4	4	4	4	28	28	18	16	6	6	3	2	4	4	4	4	6	8	9	6	11	13	13	13	11	5	3	0	0	0	0	0
	幸袋小中一貫校	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	188	188	224	224	15	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	旧潤野児童センター	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	旧蓮台寺児童センター	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	農楽園八木山	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	8	6	4	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	鎮西交流センター	0	0	0	0	6	6	7	7	8	8	11	17	17	38	36	36	32	5	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	鎮西小中一貫校	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	飯塚市役所本庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	25	25	25	6	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	飯塚小学校	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	8	17	17	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	飯塚第一体育館	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	20	20	20	20	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	飯塚オートレース場	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7	19	14	14	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	菰田小学校	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	20	20	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	立岩小学校	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	58	58	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	飯塚東小学校	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	4	4	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	小計	0	3	29	41	49	50	64	67	75	86	182	311	880	966	1254	1250	415	86	25	13	10	8	5	5	5	4	6	8	9	6	11	13	13	13	11	5	3	0	0	0	0	0
穂波	穂波交流センター	2	4	6	6	14	14	14	14	14	14	14	14	14	31	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	穂波庁舎　保健センター	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	243	251	251	89	39	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	忠隈住民センター	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	19	19	19	19	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	穂波福祉総合センター	0	0	0	25	34	31	31	25	26	26	55	55	77	198	170	170	114	59	26	26	14	11	11	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	穂波B&G	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	22	33	33	33	9	9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	小計	2	4	6	32	48	45	45	39	40	40	69	69	375	532	473	311	170	78	26	26	14	11	11	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
筑穂	筑穂交流センター	0	0	0	3	6	6	6	6	9	11	11	11	11	11	129	129	84	27	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	筑穂支所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	筑穂体育館	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	小計	0	0	0	3	6	6	6	6	9	11	11	11	11	11	129	129	84	27	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
庄内	庄内交流センター	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	11	21	21	35	30	30	29	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	庄内保健福祉総合センター	0	0	0	5	5	5	0	0	4	4	4	4	50	62	59	59	41	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	庄内体育館	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	28	28	28	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	小計	0	0	0	5	5	5	0	0	4	5	15	25	71	125	117	117	70	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
頴田	頴田交流センター	0	0	0	0	7	50	50	50	64	64	64	64	109	109	130	130	150	96	96	85	85	85	85	80	80	80	21	16	9	9	10	11	9	7	7	7	7	6	5	4	2	0
	頴田小中一貫校	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	小計	0	0	0	0	7	50	50	50	64	64	64	64	109	109	130	130	150	96	96	85	85	85	85	80	80	80	21	16	9	9	10	11	9	7	7	7	7	6	5	4	2	0
合計		2	7	35	81	115	156	165	162	192	206	341	480	1446	1743	2103	1937	889	288	147	124	109	104	101	91	85	84	27	24	18	15	21	24	22	20	18	12	10	6	5	4	2	0

６. 行動記録

平成 30 年 7 月 5 日(木)
12:20　大雨警報、洪水注意報発表
21:30　災害警戒準備室(第1配備)設置

平成 30 年 7 月 6 日(金)
5:40　洪水警報発表
6:30　災害警戒本部設置(第2－A配備)設置
6:35　土砂災害警戒情報発表
6:45　避難準備・高齢者等避難開始発令(市内全域)
　　避難所開設(市内17施設)
7:20　災害対策本部(第3配備)設置
8:10　第 1 回災害対策本部会議
8:40　避難勧告発令(鎮西・二瀬・筑穂・庄内地区)
　　避難所追加開設(4施設)
10:40　第 2 回災害対策本部会議
11:05　避難勧告発令(頴田地区)
14:00　第 3 回災害対策本部会議
14:40　災害対策本部(第4配備)設置
15:15　避難勧告発令(市内全域)
15:40　避難指示発令(鎮西・筑穂・庄内・穂波地区)
　　避難所追加開設(1施設)
15:50　遠賀川上流部氾濫注意報(警戒情報)発表
16:15　市長メッセージ放送(1回目)
16:20　避難指示発令(飯塚片島・菰田・立岩・鯰田・幸袋・頴田地区)
16:30　第 4 回災害対策本部会議
17:10　福岡県に大雨特別警報発表
17:45　市長メッセージ放送(2回目)
17:50　避難指示発令(市内全域)
18:36　避難所追加開設(14施設)
19:15　第 5 回災害対策本部会議
19:43　自衛隊へ災害派遣要請
22:23　自衛隊災害派遣による救出完了
23:10　遠賀川上流部氾濫注意報(警戒情報)解除

平成 30 年 7 月 7 日(土)
5:14　洪水警報解除　洪水注意報発表　(大雨特別警報継続)
6:00　第 6 回災害対策本部会議
7:55　土砂災害警戒情報解除
8:10　大雨特別警報解除　洪水注意報解除　大雨注意報発表
11:00　第 7 回災害対策本部会議
12:30　避難指示解除(頴田地区を除く)
16:00　第 8 回災害対策本部会議
16:50　避難指示解除(市内全域)

平成 30 年 7 月 8 日（日）
8:30　第 9 回災害対策本部会議
18:00　第 10 回災害対策本部会議（第4配備を解除、第3配備へ移行）
20:56　大雨注意報解除

平成 30 年 7 月 9 日（月）
10:00　飯塚市災害ボランティアセンターを設置
13:30　第 11 回災害対策本部会議（第3配備解除、本部は継続して設置）

平成 30 年 7 月 10 日（火）
8:30　被災者総合相談窓口を設置

平成 30 年 7 月 13 日（金）
13:00　第 12 回災害対策本部会議

平成 30 年 7 月 19 日（木）
8:30　飯塚市義援金受付開始

平成 30 年 7 月 20 日（金）
8:30　平成 30 年 7 月豪雨による災害義援金募金箱設置（本庁・4支所・12交流センター）
17:00　飯塚市災害ボランティアセンターを閉鎖（以降飯塚市社会福祉協議会で対応）
17:15　被災者総合相談窓口を閉鎖（以降各所管課で対応）

平成 30 年 7 月 27 日（金）
13:00　平成 30 年 7 月豪雨の検証会
17:00　災害対策本部解散（復旧等一部事務継続）

平成 30 年 7 月 29 日（日）
8:30　災害見舞金支給開始

7. 降雨量及び水位等調べ
（平成30年7月5日～平成30年7月7日）

日時		飯塚支部局（立岩）	振り始めからの累計雨量（立岩）	水位（遠賀川河川事務所川島水位観測所）		備考
				水位（川島）	最高水位	
5日	9時	0.0 mm	0.0 mm	0.20 m		
	10時	1.0 mm	1.0 mm	0.35 m		
	11時	1.0 mm	2.0 mm	0.44 m		
	12時	8.0 mm	10.0 mm	0.38 m		
	13時	20.0 mm	30.0 mm	0.82 m		
	14時	10.0 mm	40.0 mm	1.42 m		
	15時	11.0 mm	51.0 mm	1.67 m		
	16時	2.0 mm	53.0 mm	2.04 m		
	17時	4.0 mm	57.0 mm	2.33 m		
	18時	20.0 mm	77.0 mm	2.64 m		
	19時	11.0 mm	88.0 mm	3.22 m		
	20時	12.0 mm	100.0 mm	3.39 m		
	21時	10.0 mm	110.0 mm	3.26 m		
	22時	4.0 mm	114.0 mm	3.04 m		
	23時	1.0 mm	115.0 mm	2.74 m		
	24時	0.0 mm	115.0 mm	2.39 m		
6日	1時	0.0 mm	115.0 mm	1.99 m		
	2時	0.0 mm	115.0 mm	1.55 m		
	3時	3.0 mm	118.0 mm	1.24 m		
	4時	17.0 mm	135.0 mm	1.22 m		
	5時	20.0 mm	155.0 mm	1.70 m		
	6時	27.0 mm	182.0 mm	2.42 m		
	7時	32.0 mm	214.0 mm	3.43 m		
	8時	34.0 mm	248.0 mm	4.24 m		
	9時	12.0 mm	260.0 mm	4.51 m		
	10時	18.0 mm	278.0 mm	4.41 m		
	11時	6.0 mm	284.0 mm	4.32 m		
	12時	5.0 mm	289.0 mm	4.05 m		
	13時	2.0 mm	291.0 mm	3.74 m		
	14時	35.0 mm	326.0 mm	3.73 m		14:00～15:00 35mm
	15時	35.0 mm	361.0 mm	4.91 m		
	16時	18.0 mm	379.0 mm	5.62 m		
	17時	33.0 mm	412.0 mm	5.85 m		
	18時	19.0 mm	431.0 mm	6.09 m	6.16m（18;40）	
	19時	9.0 mm	440.0 mm	6.11 m		
	20時	4.0 mm	444.0 mm	5.85 m		
	21時	2.0 mm	446.0 mm	5.46 m		
	22時	1.0 mm	447.0 mm	5.01 m		
	23時	1.0 mm	448.0 mm	4.55 m		
	24時	2.0 mm	450.0 mm	4.19 m		
7日	1時	0.0 mm	450.0 mm	3.81 m		
	2時	1.0 mm	451.0 mm	3.47 m		
	3時	0.0 mm	451.0 mm	3.15 m		
	4時	0.0 mm	451.0 mm	2.85 m		
	5時	0.0 mm	451.0 mm	2.54 m		
	6時	0.0 mm	451.0 mm	2.26 m		
	7時	0.0 mm	451.0 mm	1.98 m		
	8時	0.0 mm	451.0 mm	1.69 m		

：はん濫危険水位（5.40m）超過

８．被災者救済制度執行状況

平成30年11月30日現在

支援策（制度名）	救済制度の内容	お問い合わせ 内線番号	件数	金額・数量等
水害し尿処理について	水害により雨水が流入した便槽は無料で収集しています。	環境対策課	705件	361,640ℓ
水害ごみの処理について	水害ごみは無料で収集しています。	環境対策課	―	1,391.31t
飯塚市災害見舞金の交付について	住家及び事業所の全壊、半壊、床上浸水（事業所については建物の地上階の最も低い床面から45㎝以上の浸水）に対し飯塚市災害見舞金を交付	社会・障がい者福祉課	515件	15,400千円
福岡県災害見舞金の交付について	住家の全壊、半壊、床上浸水に対し福岡県災害見舞金を交付	社会・障がい者福祉課	515件	12,170千円
災害援護資金（貸付）	この支援制度は申請が必要です 災害により負傷または住居、家財の損害を受けた方に対して、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、生活の再建に必要な資金を貸付	社会・障がい者福祉課	6件	7,950千円
被災者生活再建支援制度（給付）	災害により居住する住宅が全壊するなど、被害を受けた世帯に対して支援金を給付	社会・障がい者福祉課	2件	5,500千円
国民健康保険税の減免	住宅・家財の損害程度（床上浸水以上）に応じた減免率に基づき、保険税（料）を減免	医療保険課	62件	3,205,800円
後期高齢者医療保険料の減免			46件	2,008,660円
医療費（国民健康保険・後期高齢者医療保険）の一部負担金の免除	住家に床上浸水以上の被災をされた方は、医療機関等窓口での一部負担金の支払いを免除(平成30年10月末まで)	医療保険課	（国民健康保険） 74件	未集計
			（後期高齢者医療保険） 129件	未集計
介護保険利用者負担額の免除	住家に床上浸水以上の被災をされた方は、サービス利用時の利用者負担額の支払いを免除(平成30年10月末まで)	高齢介護課	71件	―
介護保険料の減免	床上浸水以上の被害対象となります。 （保険金等で補てんされる場合は該当にならない場合があります。）	高齢介護課	194件	―
固定資産税・市民税の減免		税務課	市民税　157件 固定　232件	9,679,400円 2,660,600円
保育料の減免		子育て支援課	25件	537,620円
児童クラブの利用料の減免		学校教育課	6件	26,600円
水道料金（下水道使用料含む）の減免	対　象：床下浸水以上の世帯 内　容：使用水量から5㎥減量	企業局	507件	566,002円
事業支援相談窓口について	商工観光課商工係において相談受付	商工観光課	33件	―
農業災害資金関係の融資の案内について（農家）	①農業近代化資金　1,800万円以下 ②農業経営基盤強化資金　3億円以下 ③農林漁業災害対策資金　500万円以下 ④農林漁業ｾｰﾌﾃｨｰﾈｯﾄ資金　600万円以下	農林振興課	―	―
市営住宅への一時入居について	申請が必要です 一時的に飯塚市市営住宅を提供します。 詳細は、ご相談ください。	住宅政策課	11世帯	―
災害救助法に基づく被災住宅の応急修理について	半壊以上の住家を修理する資力のない方に、修理に係る費用の一部を助成します。 保険金等で補てんされる場合は、該当にならない場合があります。	住宅政策課	15件	8,422,284円
要援護者支援相談窓口について	高齢者の方を対象とした総合相談を実施	高齢介護課	1件	―
	障がい者の方を対象とした総合相談を実施	社会・障がい者福祉課	0件	―
児童・生徒への対応について	被災児童生徒の心身のケア	学校教育課	1件	―
ボランティア支援について	ボランティア支援については社会福祉協議会へ連絡してください。	飯塚市社会福祉協議会	活動者数　326人 処理件数　39件	―
利子補給交付について	県が行う災害融資を活用する市内業者への利子補給を行うもの	商工観光課	15件	325,500千円

９. 各排水機場等運転開始時間及び開始水位・市営住宅一時入居者

各排水機場運転開始時間及び運転開始水位（土木管理課）

施設名		7/5　日		7/6　日		7/7　日	
	運転水位	運転開始時刻	運転停止時刻	運転開始時刻	運転停止時刻	運転開始時刻	運転停止時刻
明星寺川排水機場	16.40	運転なし		8:50	23:20	運転なし	
菰田排水機場	13.56	13:10	23:50	5:10	→	→	5:00
学頭排水機場	14.50	15:50	6日　00:30	5:50	→	→	5:30
殿浦排水機場	13.60	18:15	22:40	6:20	→	→	1:00
庄司川排水機場	12.00	17:30	6日　00:15	6:45	→	→	7:00
鯰田排水機場	11.55	18:10	6日　1:15	6:00	→	→	7:15
薙野排水機場	10.50	17:05	6日　0:45	5:35	→	→	7:35
薙野下流排水機場	10.90	6日　0:20	6日　0:40	6:50	→	→	1:55
秋松西排水機場	18.20	運転なし		14:43	21:00	運転なし	
若菜排水機場	17.80	運転なし		14:30	21:00	運転なし	
西秋松排水機場	17.10	運転なし		6:32	0:00	運転なし	
十玉排水機場	14.20	19:08	21:29	6:58	22:06	運転なし	
大日寺排水機場	14.88	運転なし		4:50	→	→	1:00
頴田排水機場	10.17	18:07	→	→	6日16:30 職員・操作員退避		停止時間調査中

各排水機場運転開始時間及び運転開始水位（農業土木課）

施設名		7/5　日		7/6　日		7/7　日	
	運転水位	運転開始時刻	運転停止時刻	運転開始時刻	運転停止時刻	運転開始時刻	運転停止時刻
堀池		運転なし		運転なし		運転なし	
赤池	10.50	16:20	23:55	3:40	→	→	7:40
川島	11.63	18:45	21:20	7:30	→	→	6:30

各ポンプ場運転開始時間及び運転開始水位　　（上下水道施設課）

施設名		7/5日		7/6日		7/7日	
	運転水位	運転開始時刻	運転停止時刻	運転開始時刻	運転停止時刻	運転開始時刻	運転停止時刻
片島	12.50	15:54	21:53	4:52	23:20	運転なし	
芦原	13.74	19:00	19:40	5:56	→	→	2:50
東町	13.80	17:00	20:00	5:30	→	→	2:20
鶴三緒	14.30	14:08	23:43	5:30	23:13	0:06	5:42

市営住宅一時入居状況一覧表

住宅名	対応当初(最大数)		11月30日現在	
	入居世帯	入居者数(人)	入居世帯	入居者数(人)
下三緒団地	3	5	3	5
目尾第2団地	3	8	1	1
清水谷第2	2	2	2	2
小正高畑団地	2	5	1	1
頴田中央団地	2	5	3	9
新立団地	1	1	0	0
桜が丘団地	1	4	0	0
小峠東団地	2	4	1	3
計	16	34	11	21

10. 災害ごみ・消毒・し尿処理状況

期 日	ごみ処理	消毒処理	し尿処理	備 考
	収集量(kg)	件数	件数	
7月	991.83	593	671	
8月	305.36	30	34	
9月	85.85	1	0	
10月	5.64	0	0	
11月	2.63	0	0	
合 計	1391.31	624	705	

●応援団体(自治体)

ごみに関する支援:大牟田市、行橋市

消毒に関する支援:福岡県、田川市、直方市、豊前市、中間市、宮若市、大野城市

11. 災害ボランティア・企業ボランティア活動及び災害時生活必需物資等供給状況調べ

期日	活動状況				生活必需物資等供給（延べ）		
	活動者数（人）	備考1	処理件数（件）	備考2	店舗数（社）	食分	備考3
7月6日（金）					42	1,150	
7月7日（土）					23	870	
7月8日（日）					1	135	
7月9日（月）					1	85	
7月10日（火）	35		3		1	60	
7月11日（水）	38		3		1	54	
7月12日（木）	40		6		1	32	
7月13日（金）	40		5		1	16	
7月14日（土）	61		6		1	16	
7月15日（日）	61		6		1	16	
7月16日（月）	25		5		1	16	
7月17日（火）	22		3		1	16	
7月18日（水）	0		0		1	16	
7月19日（木）	0		0		1	6	
7月20日（金）	4		2		1	6	
7月21日（土）					1	6	
7月22日（日）					1	6	
7月23日（月）					1	6	
7月24日（火）					1	4	
合計	326	企業5社、社福連11法人、一般36名、他3団体	39	畳上げ・家財家具の移動等・ゴミだし・汚水の掃き出し	82	2,516	協定企業のうち3店舗、協定外企業40店舗から購入

12. 災害義援金等調べ

義援金(飯塚市単独分)　　平成30年11月30日現在(金額:円)

種　別	件　数	金　額	備　　考
団体	31	6,423,293	
個人	42	845,626	
官公庁	8	3,086,215	鹿児島市、九州市議会議長会、福岡県市議会議長会、全国市議会議長会、(財)福岡県市町村振興協会、島原市・島原市議会、宮若市議会
計	81	10,355,134	

義援金(福岡県配分)　　(金額:円)

種　別	件　数	金　額	備　　考
福岡県	1	92,339,508	平成30年7月豪雨災害に係る義援金(第一次配分)

被災者に対する配分金額　　(金額:円)

種　別	対　象	金　額	備　　考
人的被害	1人あたり	425,000	3か月以上の治療を要する方
人的被害	1人あたり	255,000	3か月以内の治療を要する方
住家被害(半壊)	1世帯あたり	425,000	
住家被害(床上浸水)	1世帯あたり	85,000	

※義援金(飯塚市単独分【8,782,800円:10/12日現在額】)と、義援金(福岡県配分【92,339,508円:第一次配分額】)を加えた金額(101,122,308円)を基に算出した金額

見舞金　　(金額:円)

種　別	件　数	金　額	備　　考
官公庁	3	600,000	石巻市、日田市、福岡県市長会
計	3	600,000	

義援品

種　別	支援物資	数　量	備　　考
法人	経口補水液	1,500本	
法人	防塵マスク	50枚	
法人	帽子	100個	

13. 災害見舞金交付件数

平成30年11月30日現在

飯塚市見舞金　（金額:円）

	件　数	金　額
災害見舞金(合計)	512	15,400,000
全壊(事業所)	2	100,000
半壊(住家)	173	5,190,000
床上浸水(住家)	241	7,230,000
床上浸水(事業所・店舗)	96	2,880,000

福岡県見舞金　（金額:円）

	件　数	金　額
災害見舞金(合計)	416	12,170,000
半壊(住家)	173	6,550,000
床上浸水(住家)	241	5,520,000
重傷者	2	100,000

１４．総合相談窓口受付集計

日付	曜日	来庁者	り災証明受付	届出証明発行	相談・他
7月10日	火	214	51	2	161
7月11日	水	176	50	4	122
7月12日	木	133	40	4	89
7月13日	金	115	27	5	83
7月14日	土	62	17	3	42
7月15日	日	34	9	0	25
7月16日	月（祝）	62	13	0	49
7月17日	火	101	25	0	76
7月18日	水	49	18	2	29
7月19日	木	68	17	1	50
7月20日	金	76	19	3	54
		1,090	286	24	780

総合相談窓口開設期間：平成30年7月10日（火）8時30分～8月20日（金）17時15分

※　木曜日は19時まで窓口延長

15.　7月豪雨検証会の総括

1　情報の共有

災害対策本部各班、本庁と各支所、災害対策本部と消防・警察・消防団・自衛隊・社会福祉協議会・河川事務所・県災害対策本部の情報共有を推進するために、次の事項を行う。

(1)災害対策本部会議前後に班長会議の実施

(2)ネットワーク上で会議資料を共有

(3)情報収集計画を作成し、各時点における市長の関心事項を明確にし、各防災関係機関の情報収集能力を活用して情報収集及び情報共有を行う。

＊情報共有は職員一人一人が、それぞれの立場で意識して行動しないと実現しない。

2　災害対策本部の部長、班長、係長は、それぞれの役職に応じた業務を行う。

災害時は先行性と適時性が優先する。従って、自分が行った方が早いと判断する事項は、部下任せにせず、自ら行う意識が重要である。

この際、国、県との連携をとった活動に留意する。

3　各職員は自分の役割を理解し、役割を確実に果たす。

班の初動マニュアルにおいて、各職員の役割までを具体化する。

4　情報が錯誤・混乱した場合は現場を確認（全ての答えは現場にある。）

(1)パトロール班、民地調査班、公共土木班等の現地確認を行う班の確認事項を明確にすると共に、統一運用を行う。

(2)現場の情報を確認する際の消防、警察、消防団、自衛隊等との相互協力体制を構築する。

5　平常時に備えていなければ、非常時は厳しい現実が待ち受けている。

各班、地域防災計画にある平常時の役割を再確認する。

(1)災害対策本部の活動の事前訓練

(2)避難所開設・運営の確認

(3)各種復旧事務の流れの修得

工事請負契約報告書

経済建設委員会資料
平成30年12月17日提出

工　事　名	予定価格(A)	落札額 (B)	落札率 (B/A) (小数点第三位以下切捨)	契約者名	入札日
相田団地9号線道路災害復旧工事	60,098,760 円 うち消費税 4,451,760 円	60,098,760 円 うち消費税 4,451,760 円	100 %	株式会社鈴木建設	12月4日
契　約　日 平成30年12月11日	最低制限価格				
工　期 平成30年12月12日 から 平成31年3月29日 まで	52,207,200 円 うち消費税 3,867,200 円				

入札参加業者名(指名競争入札)【工種:とび(法面)】

(有)日の出建設工業	(株)高森組	龍穂産業(株)	(有)唯建設	(株)鈴木建設

＊地方自治法施行令第167条の9によるくじ引きの結果 (5者中3者)